

毎週火、金曜日発行（但休日に出る場合は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物

鳥取県公報

目次

- ◇告示 甲表を採択した保険医療機関
医療機関の指定
指定医療機関の辞退
保険医の登録
豚の流行性脳炎等予防注射の実施
牛の肝てつ検査等の実施
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公告 鳥取県第三種冷凍機械主任者資格試験の実施
二級技能検定試験の実施
- ◇雑報 庁舎移転等の変更

告示

鳥取県告示第七十三号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定

方法（昭和三十三年厚生省告示第七十七号）により、昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間、同告示別表第一診療報酬点数表（甲）を採択した保険医療機関は、次のとおりである。

昭和三十八年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定 記号番号	保険医療機関名	保険医療機関の 所在地
鳥医 一	鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一
二	国立鳥取療養所	三津八七六
三	鳥取保健所	二階町四丁目
四	鳥取県立中央病院	吉方二六五
五	市立鳥取市民病院	古市一
一四	鳥取紡績株式会社 診療所	立川町五丁目 二〇
三七	渡辺病院	東町三四七
七二	上田病院	東町一七七ノ二
七三	小松内科	今町一丁目七 四三
七四	幡 病院	吉方二五一ノ一

て豚の流行性脳炎及び豚丹毒予防注射を実施するから、
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第
六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受ける
ことを命ずる。

昭和三十八年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚の流行性脳炎及び豚丹毒予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚の流行性脳炎

繁殖用牝豚

豚丹毒

豚。ただし生後五十日以内のもの、分べん前一ヶ月

以内のもの及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。

- 四 実施期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法

豚の流行性脳炎…流行性脳炎予防液皮下注射

豚丹毒…豚丹毒予防液皮下注射

別表 流行性脳炎

実施期日 実施区域 実施場所

四月二十三日 倉吉市 倉吉、社、北谷、高城

” ” ” 小鴨、上小鴨、灘手、西郷

” ” ” 北条町 下北条

” ” ” 羽合町 長瀬

” ” ” 大栄町 大誠、栄

” ” ” 赤碓町 赤碓

豚丹毒

実施期日 実施区域 実施場所

四月二十二日 北条町 下北条、中北条

” ” ” 三朝町 三朝、旭、竹田

” ” ” 二十六日 倉吉市 市内全域

” ” ” 三十日 大栄町 栄、大誠

” ” ” 羽合町 長瀬、橋津、浅津

鳥取県告示第七十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十八年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。
- 四 実施期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法

検査

肝てつ検査…皮内注射反応、虫卵検査

投薬

肝てつ駆除…ピチノール製剤投与

別表 肝てつ

実施期日 実施区域 実施場所

四月十八日 倉吉市旧上小鴨地区 古川、広瀬

” ” ” 北谷、高城 大河内、森、服部

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十八年四月十六日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

- 一 日時 昭和三十八年四月十八日 午後一時
- 二 場所 鳥取市鳥取県教育委員会 教育委員室
- 三 議題

- 1 昭和三十八年度施策実施要綱について
- 2 その他

公 告

高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十一条及び高圧ガス取締法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六十八号。以下「規則」という。）第三十五条第二項の規定により、昭和三十八年度上期鳥取県第三種冷凍機械主任者資格試験を次のとおり実施する。

昭和三十八年四月十六日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験課目及び時間

試 験 課 目 時 間

高圧ガスの取締りに関する法令および、午前九時三十分より午後〇時三十分まで
基礎的な保安管理の技術

二 試験月日及び場所

1 月日 昭和三十八年六月九日（日曜日）

2 場所 鳥取試験場

鳥取市東町一丁目二二〇番地
鳥取県庁講堂

米子試験場
米子市東町九七番地
鳥取県米子総合事務所会議室

三 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県商工労働部商工課に提出すること。

1 受験願書
規則別表第十九の様式によること。

2 履歴書

規則別表第二十の様式によること。

3 写真

手札判台紙付きとし、出願前六ヶ月以内に撮影した正面半身像で、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年令を記載すること。

四 受験手数料

鳥取県収入証紙七百円を受験願書上部中央にはりつけ、消印しないこと。

受験手数料はいかなる理由があつても返還しない。

五 受験願書提出期限

昭和三十八年五月十日まで（当日の消印あるものは有効）

六 受験票

受験願書を提出した者には受験票を交付する。

職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）第二十五条及び職業訓練法施行令（昭和三十三年政令第百九十九号）第二条の規定により、昭和三十八年度の二級の技能検定の試験を次のとおり実施する。

昭和三十八年四月十六日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 検定職種及び試験科目

試験は、次の検定職種について第一次試験及び第二次試験に分け、それぞれ次の試験科目について行なう。

検定職種	第一次試験	第二次試験
	試 験 科 目	試 験 科 目

建具工	左官	配管工	板金工
<p>一 実技要素 2-1 学技要素 材工作料法</p>	<p>一 実技要素 7 6 5 4 3 2 1 安全関製建意材施 保保築匠工 業法構図料法</p>	<p>一 実技要素 8 7 6 5 4 3 2 1 安全電水製材機施 全作業気蒸気及小ガス 法業法</p>	<p>一 実技要素 4 3 2 1 安製材板金工 全作業法図料法</p>
実技要素 建具作業	実技要素 左官作業	<p>一 選択実技 二 冷房設備配管 給排水衛生設備 配管作業</p>	選択実技 建築板金作業

家具工	5 4 3 2 1 安全設計 作業法	5 4 3 建築大意 設計及び 製図
	一 実技 二 技能要 三 学科 四 材料 五 仕様 六 仕様 七 仕様 八 仕様 九 仕様 十 仕様 十一 仕様 十二 仕様 十三 仕様 十四 仕様 十五 仕様 十六 仕様 十七 仕様 十八 仕様 十九 仕様 二十 仕様 二十一 仕様 二十二 仕様 二十三 仕様 二十四 仕様 二十五 仕様 二十六 仕様 二十七 仕様 二十八 仕様 二十九 仕様 三十 仕様 三十一 仕様 三十二 仕様 三十三 仕様 三十四 仕様 三十五 仕様 三十六 仕様 三十七 仕様 三十八 仕様 三十九 仕様 四十 仕様 四十一 仕様 四十二 仕様 四十三 仕様 四十四 仕様 四十五 仕様 四十六 仕様 四十七 仕様 四十八 仕様 四十九 仕様 五十 仕様 五十一 仕様 五十二 仕様 五十三 仕様 五十四 仕様 五十五 仕様 五十六 仕様 五十七 仕様 五十八 仕様 五十九 仕様 六十 仕様 六十一 仕様 六十二 仕様 六十三 仕様 六十四 仕様 六十五 仕様 六十六 仕様 六十七 仕様 六十八 仕様 六十九 仕様 七十 仕様 七十一 仕様 七十二 仕様 七十三 仕様 七十四 仕様 七十五 仕様 七十六 仕様 七十七 仕様 七十八 仕様 七十九 仕様 八十 仕様 八十一 仕様 八十二 仕様 八十三 仕様 八十四 仕様 八十五 仕様 八十六 仕様 八十七 仕様 八十八 仕様 八十九 仕様 九十 仕様 九十一 仕様 九十二 仕様 九十三 仕様 九十四 仕様 九十五 仕様 九十六 仕様 九十七 仕様 九十八 仕様 九十九 仕様 一百 仕様	選択表 一 指物 二 指物 三 指物 四 指物 五 指物 六 指物 七 指物 八 指物 九 指物 十 指物 十一 指物 十二 指物 十三 指物 十四 指物 十五 指物 十六 指物 十七 指物 十八 指物 十九 指物 二十 指物 二十一 指物 二十二 指物 二十三 指物 二十四 指物 二十五 指物 二十六 指物 二十七 指物 二十八 指物 二十九 指物 三十 指物 三十一 指物 三十二 指物 三十三 指物 三十四 指物 三十五 指物 三十六 指物 三十七 指物 三十八 指物 三十九 指物 四十 指物 四十一 指物 四十二 指物 四十三 指物 四十四 指物 四十五 指物 四十六 指物 四十七 指物 四十八 指物 四十九 指物 五十 指物 五十一 指物 五十二 指物 五十三 指物 五十四 指物 五十五 指物 五十六 指物 五十七 指物 五十八 指物 五十九 指物 六十 指物 六十一 指物 六十二 指物 六十三 指物 六十四 指物 六十五 指物 六十六 指物 六十七 指物 六十八 指物 六十九 指物 七十 指物 七十一 指物 七十二 指物 七十三 指物 七十四 指物 七十五 指物 七十六 指物 七十七 指物 七十八 指物 七十九 指物 八十 指物 八十一 指物 八十二 指物 八十三 指物 八十四 指物 八十五 指物 八十六 指物 八十七 指物 八十八 指物 八十九 指物 九十 指物 九十一 指物 九十二 指物 九十三 指物 九十四 指物 九十五 指物 九十六 指物 九十七 指物 九十八 指物 九十九 指物 一百 指物

二 試験の実施期日

検定職種	試験の区分	試験の実施期日
板金工 左官工 建築工 家具工	第一次試験	昭和三十八年六月二十三日(日)午前九時から午後五時まで
	第二次試験	昭和三十八年八月二十五日(日)から昭和三十八年十月三十一日(木)までの間において指定する日
配管工	第一次試験	昭和三十八年六月三十日(日)午前九時から午後五時まで
	第二次試験	昭和三十八年八月二十五日(日)から昭和三十八年十月三十一日(木)までの間において指定する日

三 試験の実施場所

検定職種	試験の区分及び試験の実施場所
板金工	第一次試験 倉吉市 第二次試験 倉吉市

左官	第一次試験 鳥取市、倉吉市 第二次試験 鳥取市、倉吉市
配管工	第一次試験 鳥取市、米子市 第二次試験 鳥取市、米子市
建築工	第一次試験 鳥取市、米子市 第二次試験 鳥取市、米子市
家具工	第一次試験 鳥取市、米子市 第二次試験 鳥取市、米子市

四 受験資格

- 1 次の各号の一に該当する者は、第一次試験を受けることができる。
 - (一) 公共職業訓練又は認定職業訓練(旧職業補導所又は旧技能者養成等を含む。)修了者で次に掲げるもの
 - イ 検定職種に関し、基礎的な技能に関する職業訓練であつて訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ一年及び千八百時間であるものを修了した者でその後四年以上の実務の経験を有するもの
 - ロ 検定職種に関し、旧公共職業補導所における職業補導であつて訓練期間の基準が一年であるものを修了した者で、その後四年以上の実務のもの

経験を有するもの

- ハ 検定職種に関し、訓練期間の基準が三年以上である認定職業訓練を修了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの
- ニ 検定職種に関し、職業訓練法による改正前の労働基準法による技能者養成を修了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの
- ホ 検定職種に関し、旧工場事業場技能者養成令(昭和十四年勅令第三百三十一号)による技能者の養成を修了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの
- ニ 実務経験者で次に掲げるもの
 - 検定職種に関して七年以上の実務の経験を有する者
- 三 大学、短期大学又は旧専門学校の卒業生で次に掲げるもの
 - イ 大学(短期大学を除き、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)又

は外国の学校で大学と同等以上と認められるものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業した者

- ロ 短期大学若しくは外国の学校で短期大学と同等以上と認められるもの又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの
- 四 高等学校、旧中等学校等の卒業生で次に掲げるもの
 - イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校の専攻科において検定職種に関する学科を修めて修了した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの
 - ロ 学校教育法による旧中等学校若しくは外国の学校で高等学校と同等以上と認められるもの又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に

よる実業学校(修業年限が五年であるもの及び修業年限が三年以上で国民学校の高等科を修了したこと又はこれと同等以上の学力を有することを入学資格とするものに限る。)において検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

ハ 学校教育法による高等学校の別科において検定職種に関する学科を修めて修了した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

ニ 学校教育法による高等学校又は外国の学校で高等学校と同等以上と認められるものを卒業した者で、検定職種に關しその後四年以上の実務の経験を有するもの

田 その他の者で次に掲げるもの

イ 学校教育法による各種学校のうち労働大臣が指定するものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業した者であつて、その後労働大臣が定める年数以上の実務の経験を有するもの

労働大臣が別に定めるところにより前各号に掲げる者と同等以上の技能を有するものと認められる者

2 第二次試験は、第一次試験の合格者又は第一次試験の全部免除を受けた者に限り受験することができる。

五 試験の免除

1 第一次試験の全部免除

昭和三十七年度の二級の技能検定の第一次試験に合格した者であつて、同一検定職種について昭和三十八年度の二級の技能検定を受験するものは、第一次試験の全部の免除を受けることができる。

2 第一次試験の一部免除

職業訓練指導員試験に合格した者又は職業訓練指導員免許を受けた者であつて、当該免許職種に相当する検定職種の技能検定を受験するものは、第一次試験のうち学科試験の免除を受けることができる。

六 受験の申請等の手続

1 受験申請書類

二級の技能検定を受験しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

一 第一次試験を受験する場合

イ 二級技能検定第一次試験受験申請書

ロ 第一次試験の一部の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格があることを証する書面

二 第二次試験を受験する場合

イ 昭和三十八年度の第一次試験に合格した者

ニ 二級技能検定第二次試験受験申請書

ロ 第一次試験の全部の免除を受けた者

ハ 二級技能検定第二次試験受験申請書

ヘ 写真(名刺型、正面脱帽半身像)

2 第一次試験の全部免除の申請

第一次試験の全部の免除を受けようとする者は、二級技能検定第一次試験全部免除申請書に、昭和三十七年度の二級の技能検定において第一次試験に合格

したことを証する書面を添えて提出しなければならない。

3 受験申請書の提出先

第一次試験及び第二次試験の受験申請書又は第一次試験全部免除申請書等は、鳥取市東町一丁目鳥取県商工労働部職業安定課に提出すること。

4 受験申請書等の受付期間

区 分	受 付 期 間
第一次試験受験申請書及び第一次試験全部免除申請書	昭和三十八年五月一日(水)から昭和三十八年五月二十日(月)まで
第二次試験受験申請書	昭和三十八年八月一日(木)から昭和三十八年八月十日(木)まで

5 受験申請等に関する注意

一 受験申請書用紙及び第一次試験全部免除申請書用紙は、鳥取県商工労働部職業安定課又は職業訓練所及び関係同業組合で交付する。用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「二級技能検定第一次試験受験申請用紙請求」というように朱書きし、

検定職種	第一次試験の手数料	第二次試験の手数料
板金工 配管工 左官工 建築用具工	四百円 四百円 四百円 四百円	七百円 五百円 参参参 百百百 円円円

七、検定手数料

1 手数料の額

2 手数料の納付方法
第一次試験又は第二次試験の受験申請書の所定の欄

〔イ〕受験申請書又は第一次試験全部免除申請書を郵送する場合は、書留郵便にし、封筒の表面に「二級技能検定第一次試験受験申請書在中」というようにに朱書きし、あて先を明記した返信用封筒に十円切手をはつて同封すること。

〔ロ〕受験申請書又は第一次試験全部免除申請書を郵送する場合は、書留郵便にし、封筒の表面に「二級技能検定第一次試験受験申請書在中」というようにに朱書きし、あて先を明記した返信用封筒に十円切手をはつて同封すること。

なお、郵送による受験申請書又は第一次試験全部免除申請書は、締切日までの消印のあるもの限り受け付ける。

に前表に掲げる額の鳥取県収入証紙をはつて納付する。その際、収入証紙に消印しないこと。

なお、申請受付後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも手数料は返還しない。

八 合格等の通知

1 第一次試験合格者に対する通知
第一次試験合格者に対しては、昭和三十八年七月下旬に書面で通知する。

2 第一次試験の全部免除者に対する通知
第一次試験の全部を免除する者に対しては、書面で通知する。

3 技能検定合格者に対する通知
技能検定合格者に対する合格通知は、昭和三十九年一月下旬に合格証明書を交付して行なう。また、鳥取県公報にも氏名を公告する。

九 その他
二級の技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又はもよりの職業訓練所に問い合わせること。

雑報

昭和三十八年四月十六日

鳥取食糧事務所長 前田賢治

当所管内出張所の管轄区域等を下記の通り変更した。

一 変更年月日 昭和三十八年四月一日

二 変更事項

新		旧	
出張所	位置	管轄区域	出張所
松保	鳥取市布勢二七六	鳥取市の一部 鳥取市農協、松保、湖山、末恒各支所 大郷農協、吉岡農協	鳥取市宮谷桑一木原三八九の
大正	鳥取市古海八二一	鳥取市の一部 鳥取市農協、大正、千代水、豊実、明治各支所	鳥取市古海八二一
大正	豊実	鳥取市の一部 鳥取市農協、豊実、明治各支所 大郷農協、吉岡農協	鳥取市古海八二一
大正	鳥取市古海八二一	鳥取市の一部 鳥取市農協、大正、千代水、松保、湖山、末恒各支所	鳥取市古海八二一

鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の
申込みについて

昭和三十七年度の鳥取県公報購読期間は、来る三月三十一日で満了となりますが、昭和三十八年度においても、引き続き購読を希望される方又は新規に購読を希望される方は、裏面申込書に記入のうえ、購読期間分の料金（一部一箇月二百五十円。郵送料を含む。）を添えて三月二十九日午前中までに、広報文書課へお申し込み下さい。

期限までに申込みのない者には、購読を継続しないものとみなして、四月一日からの配布は行ないません。

なお官公署が購読を申し込まれる場合は、その購読料金は、四月以後に県が発する納額告知書により納めることができます。

鳥取県公報購読申込書

昭和三十八年 月から昭和 年 月まで鳥取県

公報を 部購読したいので、購読料金 円也を添

えて申し込みます。

昭和三十八年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名を)

鳥取県知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

定価 一月 二五〇円(送料別)